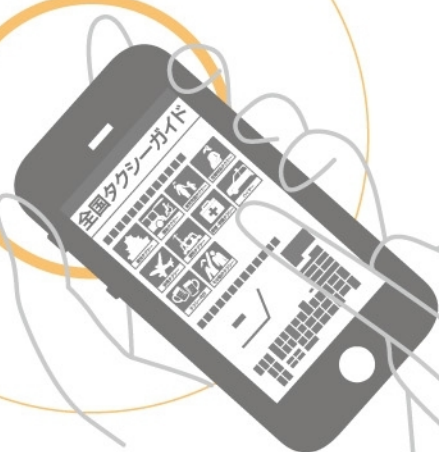


TAXI TODAY

in Japan 2014



タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

改正法による制度変更のポイント

特定地域における 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び 活性化に関する特別措置法等の一部を 改正する法律が成立しました。

平成25年11月20日、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立しました。

本法（改正タクシー適正化・活性化法等）の成立により、タクシー業界は、長く要望して参りました需給と運賃の適正化について、大きな一歩を踏み出すこととなりました。

今後、タクシー業界としては、監督官庁等のご指導と関係者のご協力のもと、業界の適正化・活性化に一致団結して取り組み、利用者の皆様から信頼され、また働く者にも夢のある業界を目指して参ります。



CONTENTS

●改正法成立	1	●環境に優しいタクシー	14
●事業者数と車両数	3	●ケア輸送サービス	15
●輸送人員と営業収入	5	●安全・安心輸送を支える人々	17
●事業規模	6	●厳しい労働環境	19
●経営の現状	7	●交通安全対策	21
●年間納税額	8	●防犯対策	23
●タクシーの運賃・料金	9	●社会貢献	24
●お客様のニーズに応える地域公共交通機関	11	●広報活動	25
●観光タクシー	13	●都道府県協会一覧	

特措法

旧	新	
<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新規参入：許可制 ■増車：届出制 ■自動認可運賃 (下限割れには厳正な審査) 	<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新規参入：許可制 ■増車：届出制 ■自動認可運賃 (下限割れには厳正な審査) 	
<p>特定地域（大臣指定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新規参入：許可制 ■増車：認可制 ■自動認可運賃 (下限割れには厳正な審査) <p>期間 3年</p> <p>独禁法適用 協議会</p> <p>地域計画</p> <p>事業者 特定事業者計画 (認定)</p> <p>(自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施)</p>	<p>特定地域（大臣指定・運審諮問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新規参入・増車：禁止 ■強制力ある供給削減措置 ■公定幅運賃 (下限割れには変更命令) <p>期間 3年</p> <p>独禁法適用除外 協議会</p> <p>地域計画 (認可)</p> <p>事業者 事業者計画 (認可)</p> <p>(自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施)</p> <p>アウトサイダー事業者</p> <p>国</p> <p>営業方法による削減の申出</p> <p>全てのインサイダー事業者が事業者計画の認可を受けることが必須</p> <p>営業方法による削減の勧告・命令</p>	<p>準特定地域（大臣指定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新規参入：許可制 ■増車：認可制 ■公定幅運賃 (下限割れには変更命令) <p>期間 3年</p> <p>独禁法適用 協議会</p> <p>地域計画</p> <p>事業者 活性化事業者計画 (認定)</p> <p>(自主的な需要活性化策と併せて供給削減措置を実施)</p> <p>事業者</p> <p>国</p> <p>新規参入・増車への意見</p> <p>意見聴取</p> <p>新規参入の許可増車の認可</p>
※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除	※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除	※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

旧	新												
<table border="1"> <tr> <th>全国</th> <th>指定地域 (政令で指定)</th> <th>特定指定地域 (政令で指定)</th> </tr> <tr> <td>登録制 (講習)</td> <td>登録制 (講習)</td> <td>登録制 (試験)</td> </tr> </table>	全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)	登録制 (講習)	登録制 (講習)	登録制 (試験)	<table border="1"> <tr> <th>全国</th> <th>指定地域 (告示で指定)</th> <th>特定指定地域 (告示で指定)</th> </tr> <tr> <td>登録制 (講習)</td> <td>登録制 (試験)</td> <td>登録制 (試験)</td> </tr> </table>	全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)	登録制 (講習)	登録制 (試験)	登録制 (試験)
全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)											
登録制 (講習)	登録制 (講習)	登録制 (試験)											
全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)											
登録制 (講習)	登録制 (試験)	登録制 (試験)											

道路運送法

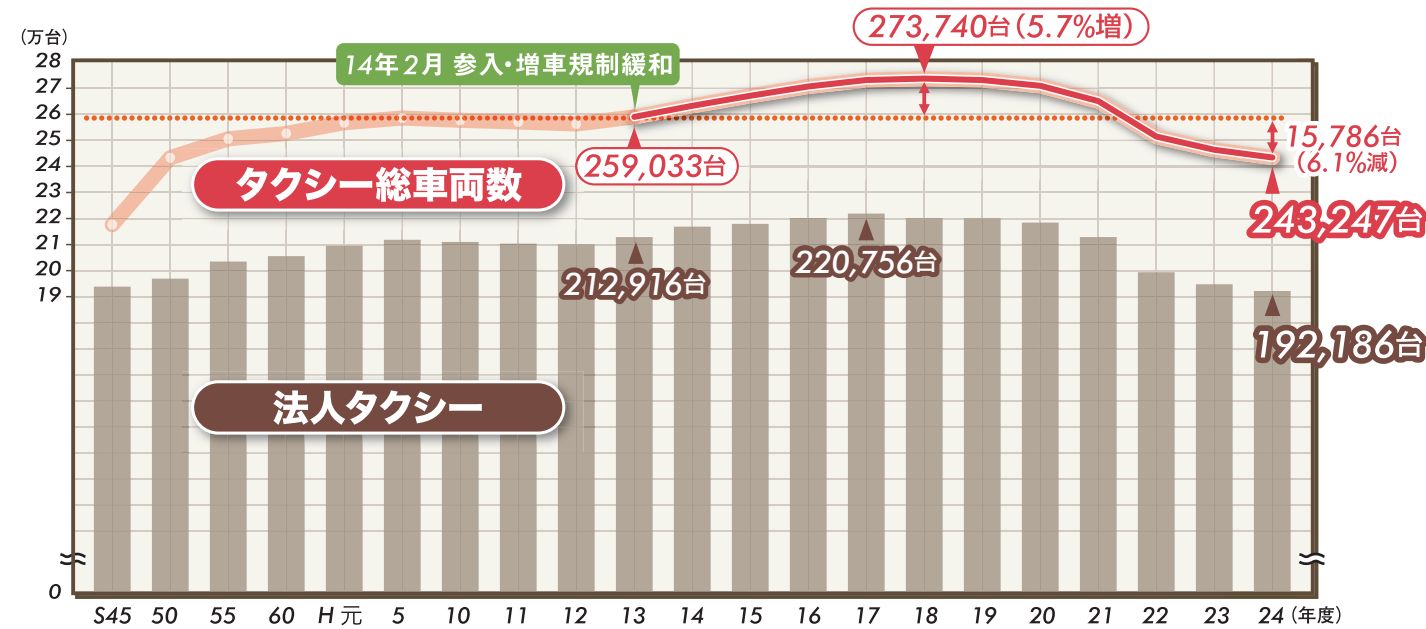
旧	新
	<ul style="list-style-type: none"> ■過労運転防止措置の義務付け 過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ ■事業者に対する適正化事業の実施 貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

事業者数と車両数



規制緩和以降、長引く需要減少と相まって、タクシー事業は多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、タクシー適正化・活性化法に基づき、法人タクシーはサービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、減・休車を進め、供給過剰状態の是正に努めています。



(注)法人タクシーには平成14年度まで福祉輸送限定車両を含む。

タクシー総車両数

243,247台

法人タクシー事業者数	6,463社
福祉輸送限定事業者数(注)	8,808社
法人タクシー車両数	192,186台
福祉輸送限定車両数	11,757台
個人タクシー	39,304台

(平成25年3月末現在 国土交通省調べ)

北海道	347
	557
	10,247
	715
	(1,858)

青森	118
	213
	2,734
	250
	(114)

岩手	139
	60
	2,231
	73
	(85)

秋田	95
	41
	1,395
	54
	(72)

宮城	200
	118
	4,147
	157
	(689)

山形	83
	42
	1,248
	67
	(89)

福島	152
	200
	2,356
	236
	(71)

石川	77	58	1,860	67	(291)	富山	52	40	999	65	(86)	新潟	140	75	2,828	125	(382)	栃木	115	148	1,786	190	(62)	茨城	244	230	2,837	261	(0)
福井	56	68	870	107	(133)	長野	119	89	2,790	126	(100)	群馬	67	167	1,609	186	(6)	埼玉	145	450	5,526	607	(202)	千葉	229	475	5,988	585	(815)
京都	62	133	6,700	181	(2,321)	滋賀	23	95	1,235	131	(41)	岐阜	63	51	2,097	68	(135)	山梨	91	60	968	97	(0)	東京	455	789	33,766	1,164	(15,564)
奈良	41	240	1,006	344	(15)	三重	53	202	1,276	247	(9)	愛知	157	289	8,213	504	(876)	静岡	126	110	4,841	184	(275)	神奈川	246	484	9,686	611	(2,615)
和歌山	70	102	1,514	156	(78)	大分	178	996	15,411	1,171	(3,528)	香川	92	68	1,484	84	(136)	徳島	111	122	1,041	153	(62)						
兵庫	184	540	6,797	638	(1,282)	鳥根	110	50	1,206	83	(0)	鳥取	30	30	707	33	(0)	岡山	169	134	3,136	214	(225)						
大阪	178	996	15,411	1,171	(3,528)	山	133	61	2,383	85	(112)	広島	266	330	5,442	429	(1,230)	岡山	169	134	3,136	214	(225)						
福岡	297	186	9,967	294	(2,331)	佐賀	50	28	1,143	36	(58)	大分	84	67	2,178	115	(172)	愛媛	176	124	2,091	187	(245)						
長崎	148	83	2,767	141	(523)	熊本	178	78	3,270	114	(426)	宮崎	47	70	2,049	96	(81)	高知	137	71	1,155	107	(181)						
沖縄	156	128	3,479	151	(1,360)	鹿児島	152	56	3,727	68	(368)																		

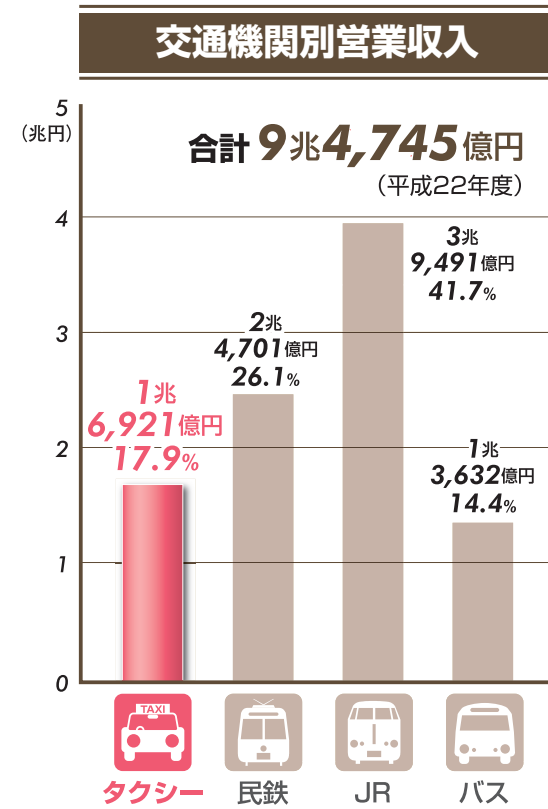
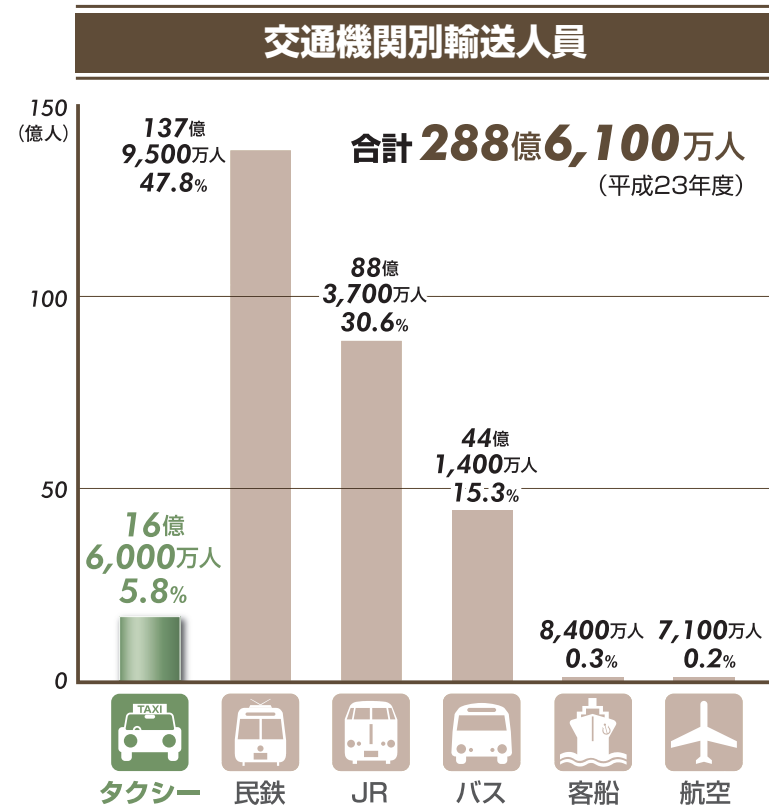
凡例

東京	455	法人事業者数
	789	福祉輸送限定事業者数
	33,766	法人車両数
	1,164	福祉輸送限定車両数
	(15,564)	個人タクシー

(注)福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。

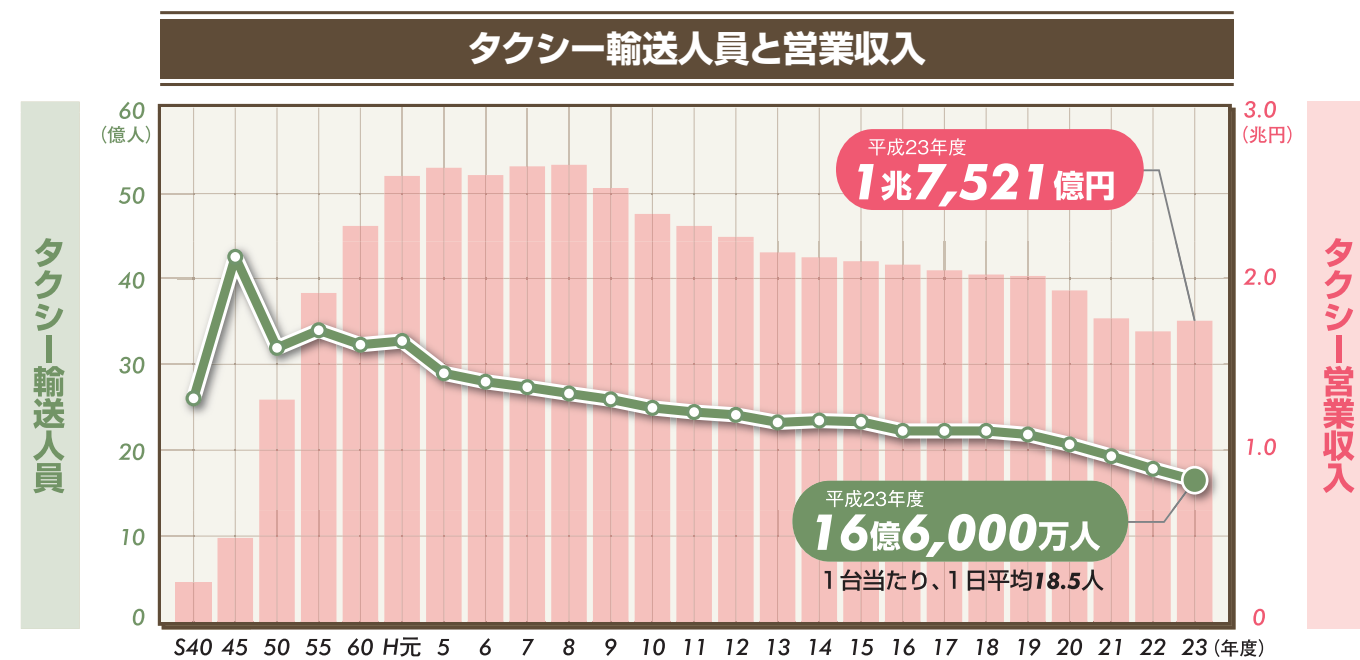
輸送人員と営業収入

自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、需要は減少傾向にあります。



(注) タクシーについては、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の平成23年4月の数値は含まない。

資料：数字で見る自動車2013 鉄道統計年報 (平成22年度)

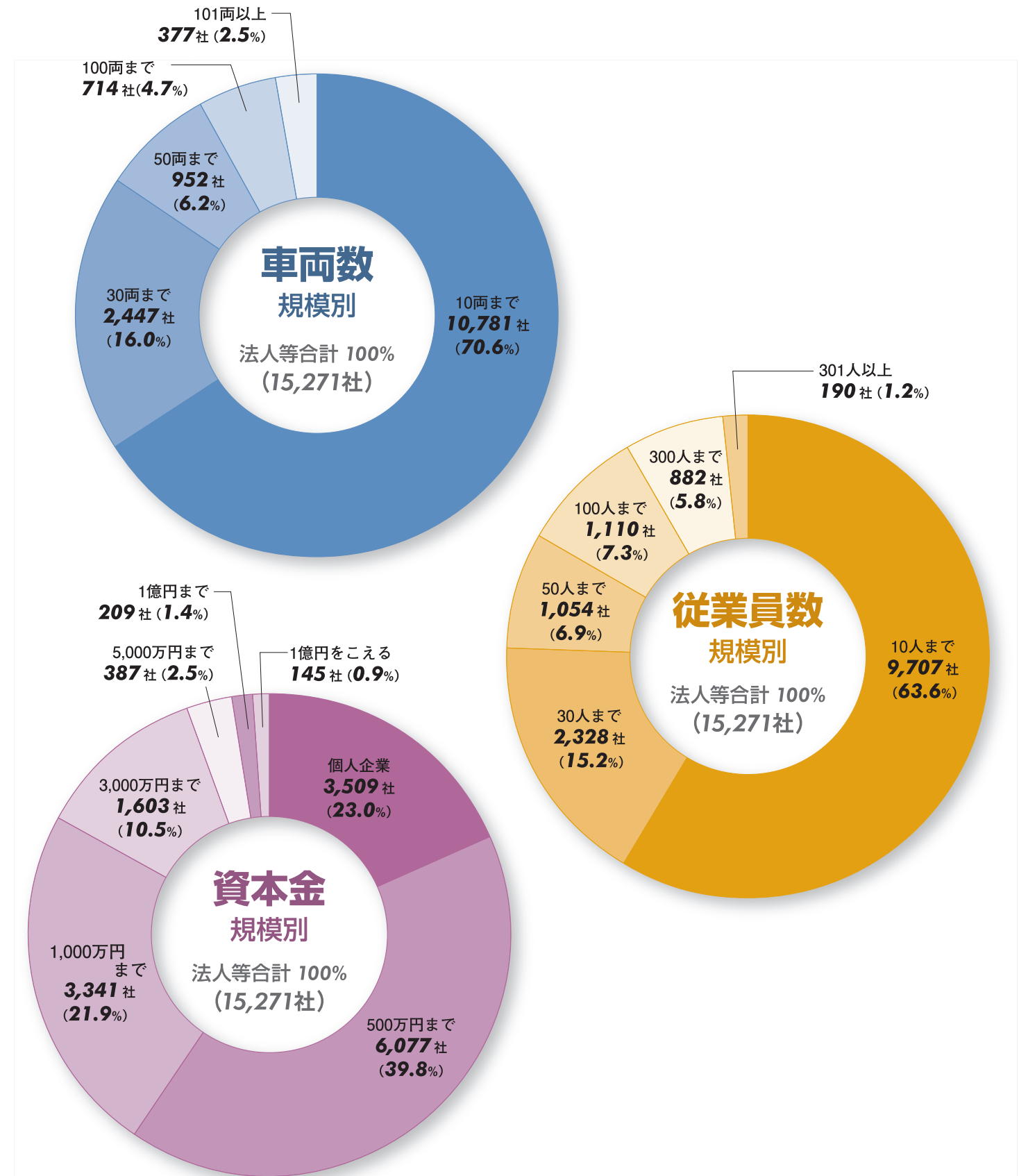


(注) 輸送人員については、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の平成23年3月、4月の数値は含まない。

資料：ハイヤー・タクシー年鑑2014 自動車輸送統計年報 (平成23年度)

事業規模

法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

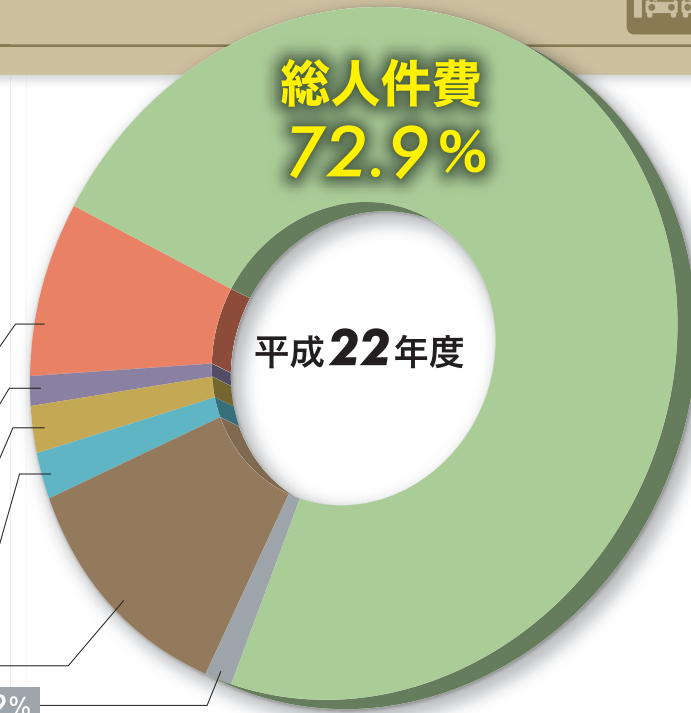


(注) 国土交通省調べ、平成24年度実績による。

経営の現状



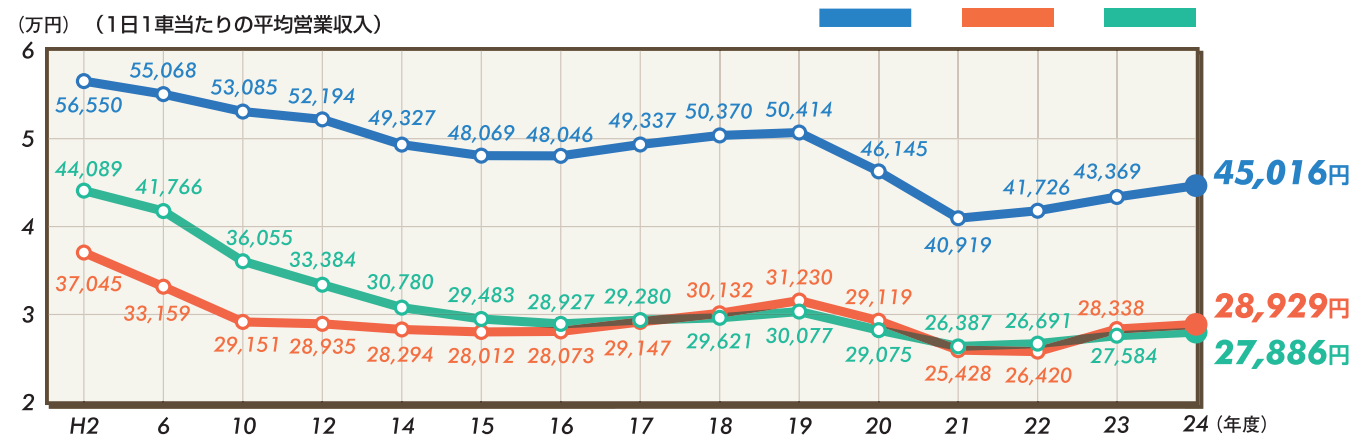
タクシー事業は典型的な労働集約産業です。運転者等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約8割を占めます。世界的な景気後退に伴う昨今の資金難や需要の減少は、経営に深刻な影響をもたらしています。



資料：ハイヤー・タクシー年鑑2014

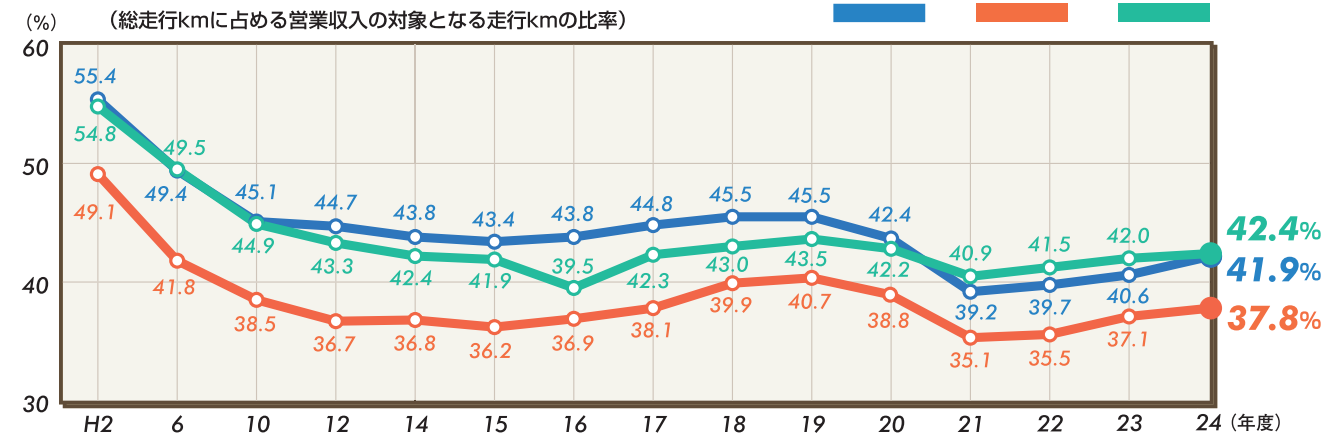
各地の日車営業収入の推移

国土交通省調べ



各地の実車率の推移

国土交通省調べ



年間納税額



タクシー1台当たりの年間納税額

タクシーLPG使用車両の場合の負担税額 ▶▶▶ (普通車) **438,103円**
平成25年3月31日現在 東タク調べ

項目	金額	算出の基礎
石油ガス税	159,593円	税 額=1ℓ 9円80銭 年間走行=89,244km(1日247.9km) 保持キロ=1ℓ 5.48km
石油石炭税	12,220円	税 額=1t 1,340円 年間使用量=16,285ℓ
消費税	車両 普通車 25,400円	車両価格2,540,000円の5/100 =127,000円÷5年
	燃料油脂費 56,374円	23年度 実働1日1車当たり運送収入43,514円の 7.1/100=3,089円×365日×5/100
	車両修繕費 12,702円	23年度 実働1日1車当たり運送収入43,514円の 1.6/100=696円×365日×5/100
	営業外費 7,939円	23年度 実働1日1車当たり運送収入43,514円の 1.0/100=435円×365日×5/100
	その他経費 131,035円	23年度 実働1日1車当たり運送収入43,514円の 16.5/100=7,180円×365日×5/100
自動車重量税	8,100円	0.5t当たり2,700円
+		
自動車取得税	普通車 15,240円	車両価格2,540,000円の3/100 =76,200円÷5年
自動車税	9,500円	(営業用)1500ccを超えるもの

昭和59年4月1日より課税

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃※の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（タクシー適正化・活性化法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

運賃

距離制運賃（時間距離併用）

- 初乗り運賃 + 初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

例：東京都（特別区・武三地区）
 普通車の上限運賃 初乗 2km 730円
 加算 280m 90円
 （※時間距離併用 1分45秒 90円）

〔※…10km/hに満たない限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算〕

時間制運賃

- 営業所で事前予約による実拘束時間に応じた運賃

例：東京都（特別区・武三地区）
 普通車の上限運賃 初乗 1時間 4,650円
 加算 30分 2,110円

定額運賃

- 特定の運送区間について定額による運賃

- ・施設間又は施設との一定のエリア間
- ・大規模イベント開催期間中の駅と会場の区間
- ・観光ルート別

割引運賃

- 公共的割引
身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者等
- 遠距離割引
一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例：7,000円超え1割引
- 営業的割引
クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

割増運賃

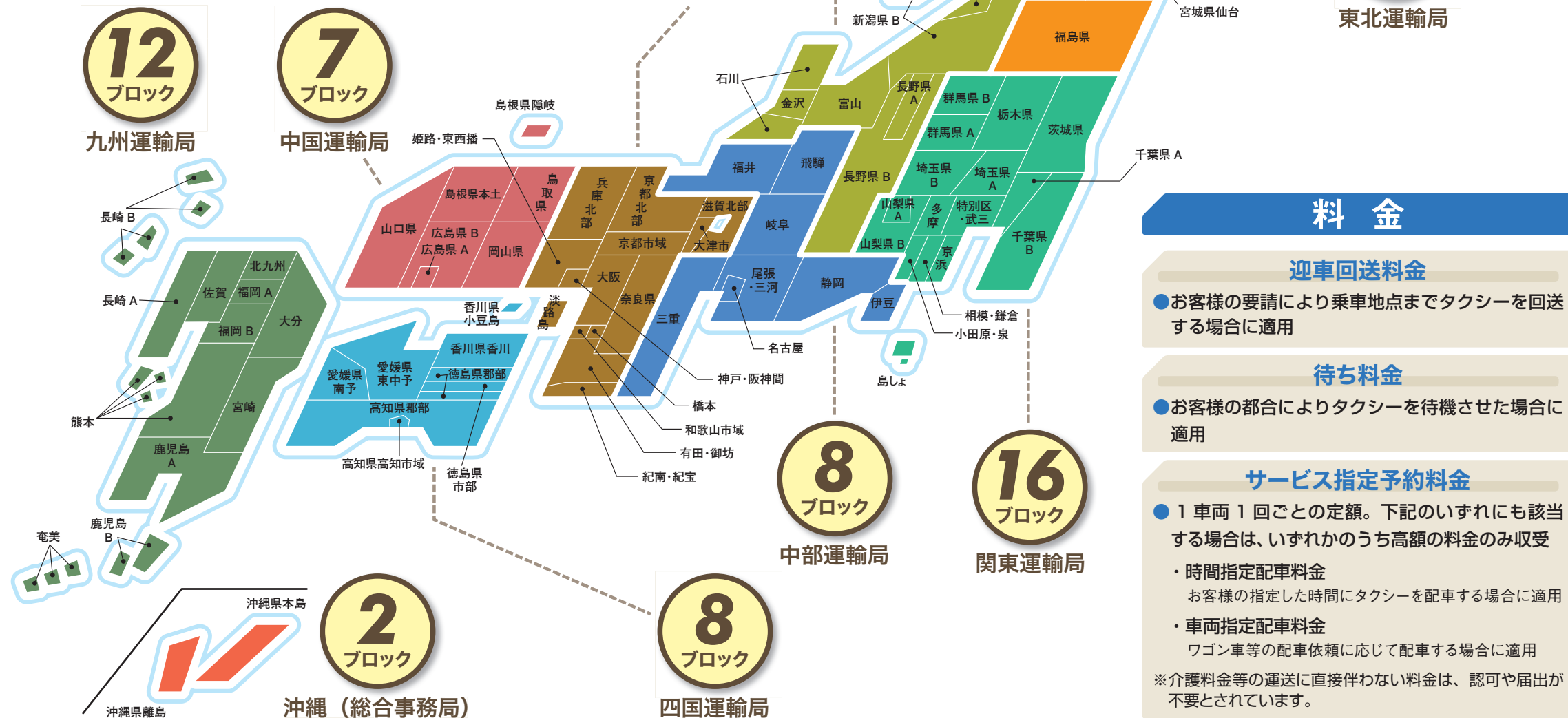
- 深夜早朝、冬期、寝台など

運賃ブロック

（平成26年3月末現在）

98
ブロック

※上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた98の運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。



料金

迎車回送料金

- お客様の要請により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

待ち料金

- お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

サービス指定予約料金

- 1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受
 - ・時間指定配車料金
お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用
 - ・車両指定配車料金
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

※介護料金等の運送に直接関わらない料金は、認可や届出が不要とされています。

お客様のニーズに応える地域公共交通 通機関



365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

TAXI 乗合タクシー

バスの便がない地域などにお住まいの方々やグループでの観光旅行などに、一人あたりの定額運賃で、定員まで相乗りできます。路線方式(定期、不定期)と区域運行方式(前日までの予約に対応して自宅等までタクシーが迎えに来るオンデマンド)があり、全国で3,568コース10,548台(平成25年3月末現在)が運行しています。

- ▶ 路線バスのない地域や時間帯に対応した**過疎型** **2,738**コース
- ▶ マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出かけ支援に対応する**福祉型** **39**コース
- ▶ 地域の観光スポットを効率よく周遊する**観光型** **213**コース
- ▶ 空港と周辺市町村を結ぶ**空港型** **330**コース



TAXI 福祉タクシー、ユニバーサルデザインタクシー



車椅子や寝台が必要な方々の通院等の外出に、リフト、スロープ、寝台を備え付けた福祉車両に乗車できます。また、健常者はもちろん、高齢者、障害者、車いす使用者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、みんなが使いやすいユニバーサルデザインタクシーの普及も進んでいます。

TAXI タクシー代行

全国で年間約90万回の輸送を行い、飲酒運転の防止に役立っています。安心してご利用いただけるよう、「全タク連タクシー代行陸送保険」などの対人対物保険に加入しています。



TAXI 育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、専門の研修を受けたドライバーがチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



TAXI ハイグレードタクシー

冠婚葬祭での使用をはじめ、ビジネスシーンにも便利なハイグレード車両により、優良な乗務員がお迎えにあがります。



TAXI 定額タクシー

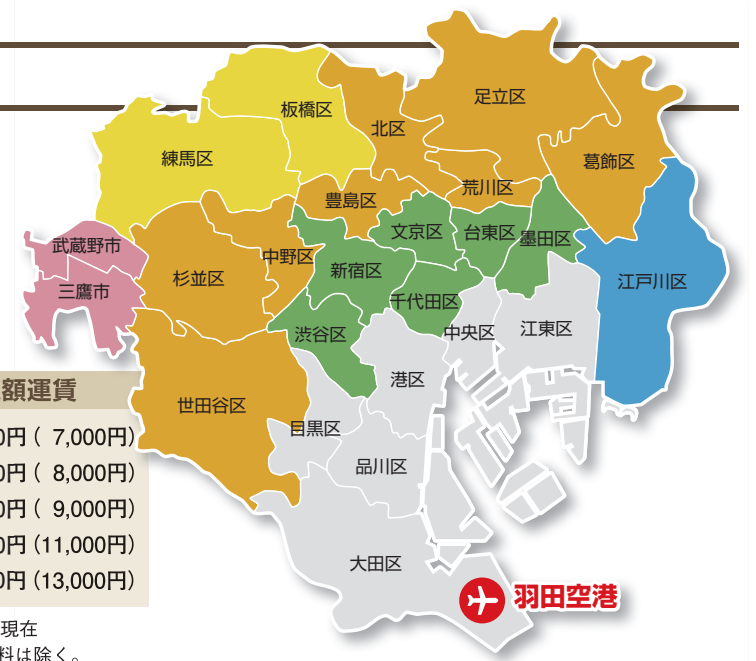
空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



羽田空港定額運賃

6,000円 (7,000円)
6,000円 (8,000円)
8,000円 (9,000円)
9,000円 (11,000円)
11,000円 (13,000円)

※平成26年3月現在
有料道路利用料は除く。
()内は深夜早朝割増運賃。



TAXI 介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に對し、指定居宅サービス事業者のタクシーではヘルパー資格を保有する運転者や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。

TAXI 救援・救急タクシー

高齢者や体の不自由な方々に対し、携帯電話等を活用した緊急通報制度により、緊急事態の場合には、近くを走行するタクシーがご自宅に急行します。

TAXI 便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。

観光タクシー

観光ガイドタクシー認定制度



各地でタクシー協会と自治体、観光関係団体等が一体となり、観光ガイドに相応しい運転者を養成・認定する制度が広がっています。認定された運転者が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

名勝地や歴史、名物などの知識豊富な運転者がおもてなしの心でご案内します。



観光型乗合タクシー

観光地の見所を効率よく廻りたいときに、便利で割安な観光型乗合タクシーも運行しています。



外国からのお客様にも

国際便の乗り入れが始まった羽田空港をはじめ、指差し外国語シートを備え付けたタクシーが全国で外国人のお客様に対応しています。



観光コースの設定

各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩なコースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃をご利用いただけます。



環境に優しいタクシー

二酸化炭素排出量の軽減に努力します

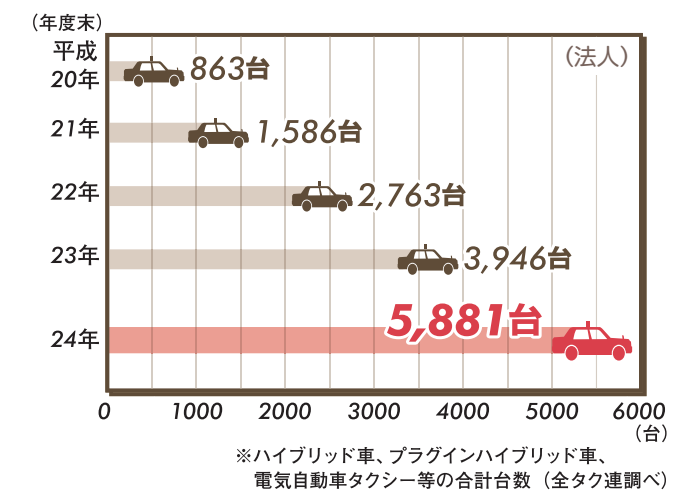
ハイヤー・タクシー業界の低炭素社会実行計画

(自主的行動計画)
全タク連 平成25年12月11日

目標 2020年度目標値(総量目標)
2010年度比20%のCO₂を削減する。

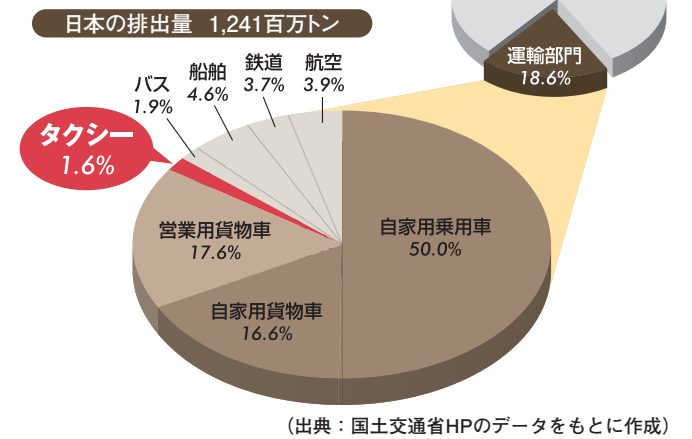
- 具体的な計画**
- ① タクシー車両の環境対応車への切り替え**
 - 2020年度までにタクシー車両の30%をHV車及びEV車等への代替えを進めるとともに、LPガス燃料とするHV車の早期販売を自動車メーカーへ働きかける。
 - ② タクシー車両数の適正化**
 - 2013年11月に改正された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、供給過剰を解消するため減・休車の実施を推進する。
 - ③ タクシーの利用促進**
 - ユニバーサルドライバー研修を推進し、質の高い乗務員の養成を図る。
 - タクシー乗り場の整備やスマートフォン等の先進技術の導入を促進することにより、利用者利便の向上を図り利用促進を図る。
 - 乗合タクシーの充実を図り、自家用車使用の抑制に繋げる。
 - ④ 観光タクシーの充実及びPR**
 - ⑤ 運行の効率化**
 - ⑥ エコドライブ等の実施 など**

全国で低燃費車両の導入が進んでいます



運輸部門の運輸機関別二酸化炭素排出量(2011年度)

日本の排出量 1,241百万トン



タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

- LPGは原油や天然ガスの随伴ガスとして産出・回収されるもので、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。
- 82%がLPG車です。(平成25年3月末)

グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)を推進しています

- グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取り組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。グリーン経営は、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取り組みの目標設定とその評価が容易になり、自主的に継続的な環境保全活動を行うことができます。(平成25年12月現在で474事業所が認証を取得)



電気自動車(EVタクシー)



プラグインハイブリッドタクシー





ケア輸送サービス

高齢者、障害者等手助けが必要な方々のための
タクシーの外出支援サービスを**ケア輸送サービス**と呼んでいます。



国のバリアフリー基本方針 ①

【目標】福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)約28,000台

安定した乗り心地のセダン型の一般タクシーに加え、全国で約**13,900台**の**福祉タクシー**が利用できるほか、最近では**ユニバーサルデザインタクシー**の導入も進んでいます。

福祉タクシー

乗り降りが容易な回転シート付きのセダン型車両、車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両。



共同配車センター

前日までの予約で、ヘルパーやケア輸送士の運転者が、介助が必要な高齢者、障害者の「お出かけしたい」をお手伝いします。

福祉タクシーを活用した共同配車センターが**東京、大阪、岐阜東濃地区、京都**で運営されています。

(兵庫県では、共同配車センター設立をめざしつつ、平成22年11月、ナビダイヤルによる配車システムを開始。)



ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている車両で流し営業も行う通常のタクシー。



ユニバーサルデザインタクシー (UDレベル2)



バリアフリー対応乗合タクシーの表示マークデザイン

国のバリアフリー基本方針 ②

職員等関係者に対する適切な教育訓練

職員や運転者に対する教育は、社内だけでなく無線協同組合、各県タクシー協会などが継続的に行っています。平成23年からは、統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を各地で行っています。

ユニバーサルドライバー研修

ユニバーサルデザインタクシーの実車化などに対応して新設された集合研修(7時間)。高齢者や障害者などの多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適正な対応ができるように一般タクシー乗務員の接遇向上を目指しています。

研修修了者は全国で**約7,500人**(平成26年3月31日)





安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成

従業員数
386,342人

資料：平成24年3月末現在 国土交通省調べ



役員 技工
事務 その他
41,960人



運転者

344,382人

運転者(男性)の平均年齢と勤続年数

平均年齢

58.4歳

勤続年数

9.3年

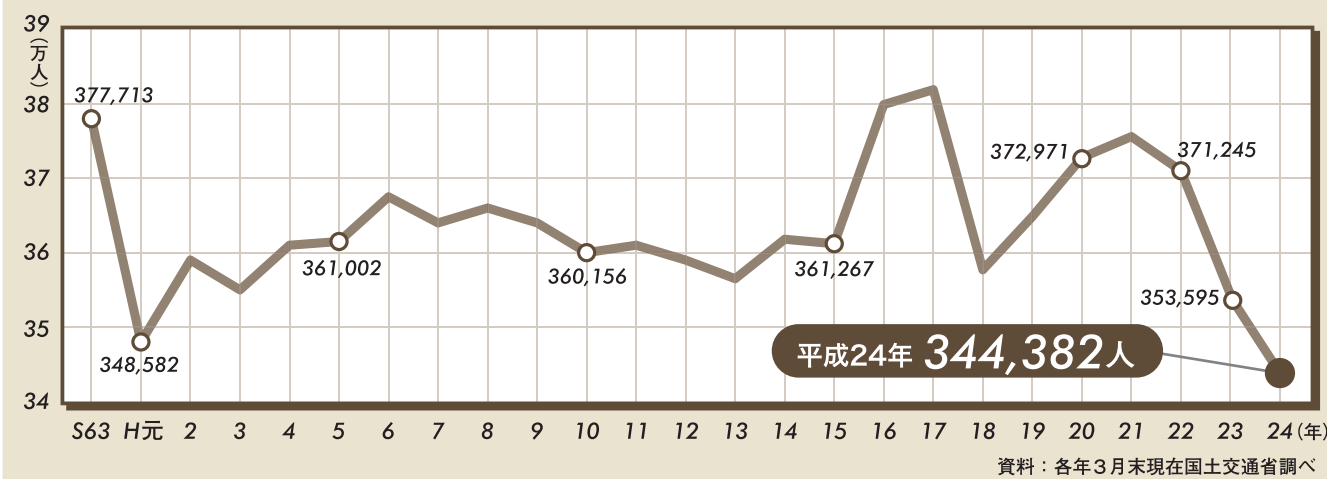
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)



出庫前のアルコールチェック

運転者数の推移

(タクシー運転者は二種免許が必要です。)



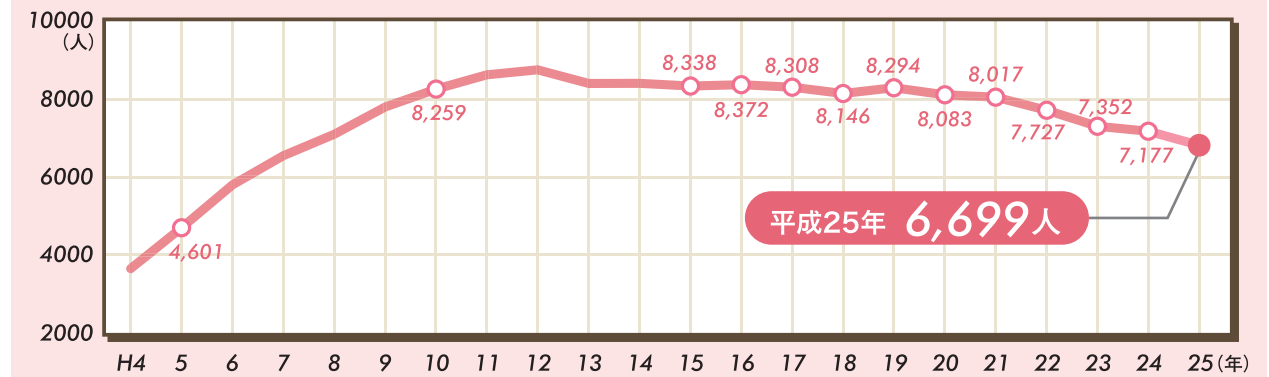
女性乗務員

全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。



出庫前の点検をする女性乗務員

女性乗務員数の推移



女性乗務員の構成比率が高い都道府県

総運転者数に占める女性乗務員の構成比率は、全国平均で**2.3%**です。

- ①富山……8.0%
- ②山口……5.9%
- ③島根……5.6%
- ④山形……5.4%
- ⑤新潟……5.2%
- ⑥長野……4.4%

運転者登録制度

昭和45年、政府は、「タクシー業務適正化臨時措置法(現「タクシー業務適正化特別措置法」)」を制定し、東京(23区と武蔵野、三鷹の両市)と大阪(大阪市及び大阪市の周辺地域)のタクシー運転者は、運輸大臣(現国土交通大臣)が指定した登録機関に登録しなければならないこととしました。

政府は、運転者の登録制度を創設するとともに登録の拒否や取消要件を定め、タクシー事業の適正化を図ることとしたものです。

この結果、現在では、東京、大阪の他、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸、広

島、北九州及び福岡の各地域で運転者登録制度が導入されています。(平成27年10月1日、タクシーの運転者登録制度を全国に拡大する)



運転者証



厳しい労働環境

公共交通の一翼を担うタクシーは、利用者のニーズに応じるため、拘束時間が長く深夜労働の比重が高いという労働環境の下にあります。また、賃金も利用者の減少傾向を反映して厳しい状況にあり、運転者（男性）の年間賃金は全産業男性労働者と比較して約226万円（平成25年）低くなっています。

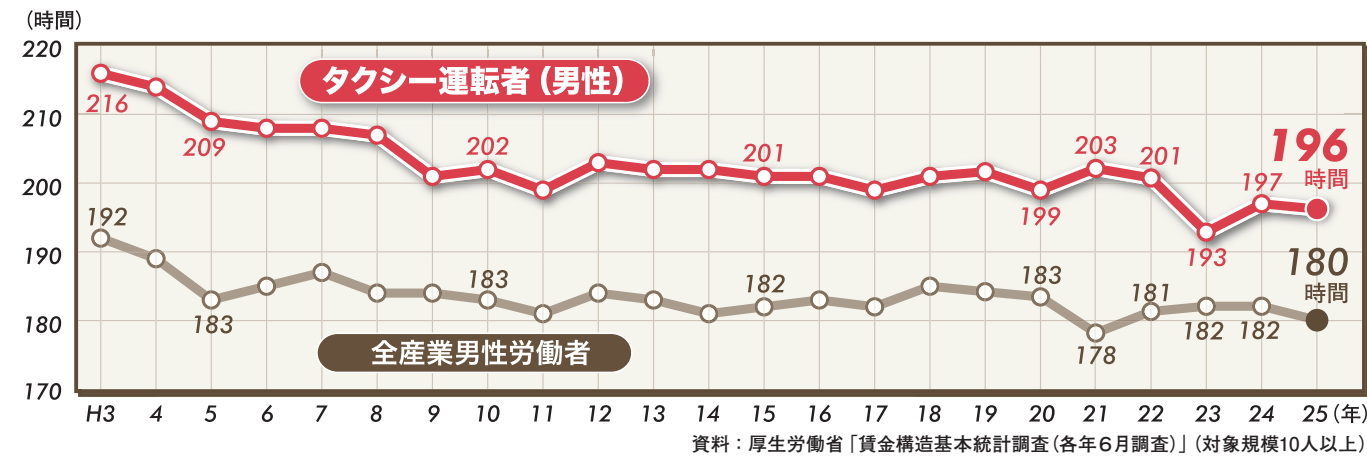
自動車運転者の労働時間等の改善基準

運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

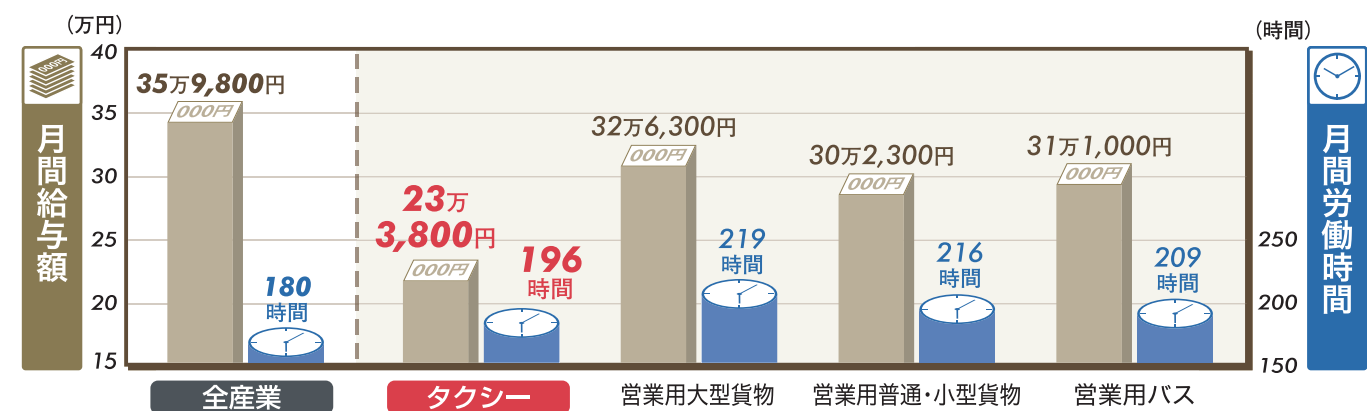
	日勤の勤務	隔日の勤務
拘束時間	1日 13時間以内 1カ月 299時間以内（特例あり）	1勤務 21時間 1カ月 262時間 [地域的事情等により延長あり]（特例あり）
最大拘束時間	1日 16時間以内（特例あり）	1勤務 21時間（特例あり）
休息期間	継続8時間以上	継続20時間以上
時間外労働	1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内	
休日出勤	1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回	

（改正：平成9年1月30日、厚生労働省告示第4号）

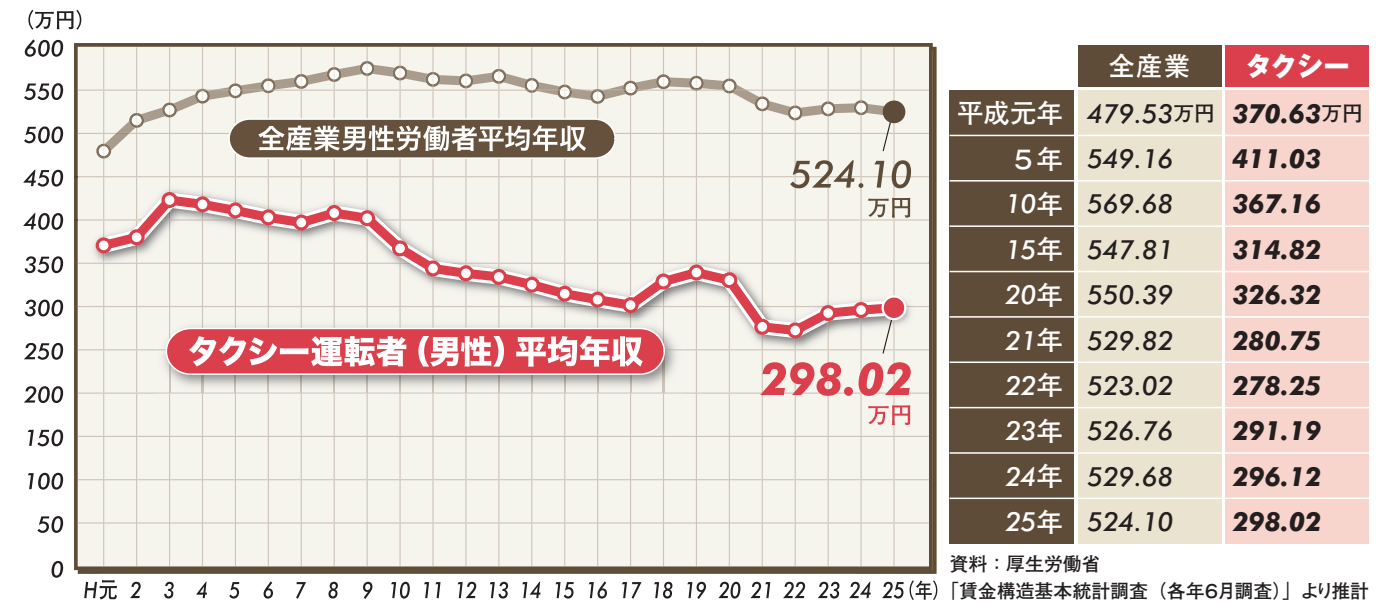
月間労働時間の推移



自動車運転者(男性)の賃金、労働時間の状況(平成25年)



年間賃金水準



安全輸送の確保、利用者の利便向上と 良質なタクシーサービスをお届けするために

法人事業者のサービス等に関する評価

(公財)東京タクシーセンターでは、タクシー評価委員会を設け、東京特定指定地域(東京23区、武蔵野市及び三鷹市)の法人タクシー事業者を法令遵守面、旅客接遇面、安全管理面の3つの側面を審査し、その合計点数からA、B、Cの3段階に分類し、A評価以上の事業者を「優良事業者」として公表。平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間において、215社が優良事業者として選ばれています。



優良表示

「タクシー運転者のクオリティアップと高齢者対策」認定制度

大阪府タクシー準特定地域合同協議会では、「タクシー運転者の質の向上」「タクシー運転者の健康管理充実・強化」の認定制度を実施。認定された事業者は公表され、認定を受けた事業者の車両には専用のステッカー(愛称:ニンタク)が貼付されています。平成25年10月29日現在 49社。



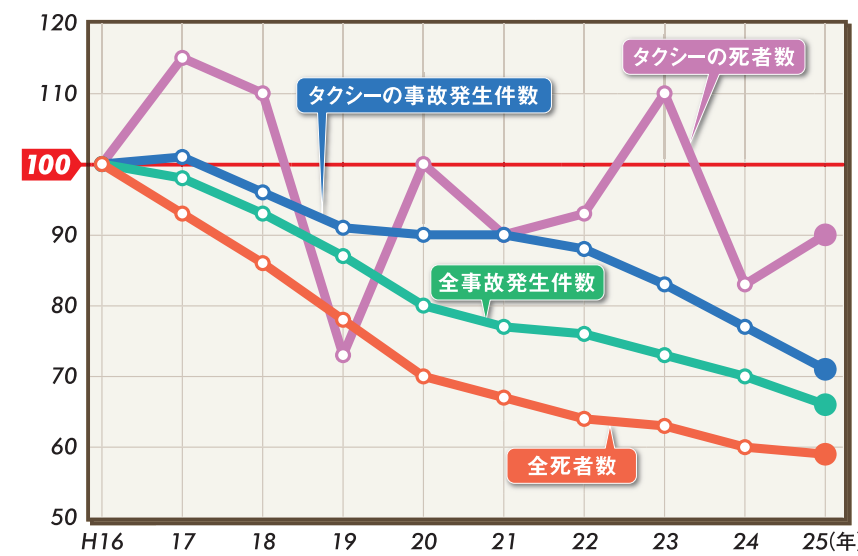
ニンタク

交通安全対策 ~たゆまぬ努力~



タクシーが第1当事者となる交通事故は減少しているものの、全事故発生件数に比べ減少傾向は緩やかな状況にあり、業界の最重要課題として様々な交通安全対策を推進しています。

交通事故発生状況(指数)



ハイ・タク事業における総合安全プラン2009

国の方針を踏まえ、平成21年9月に策定

交通事故削減目標

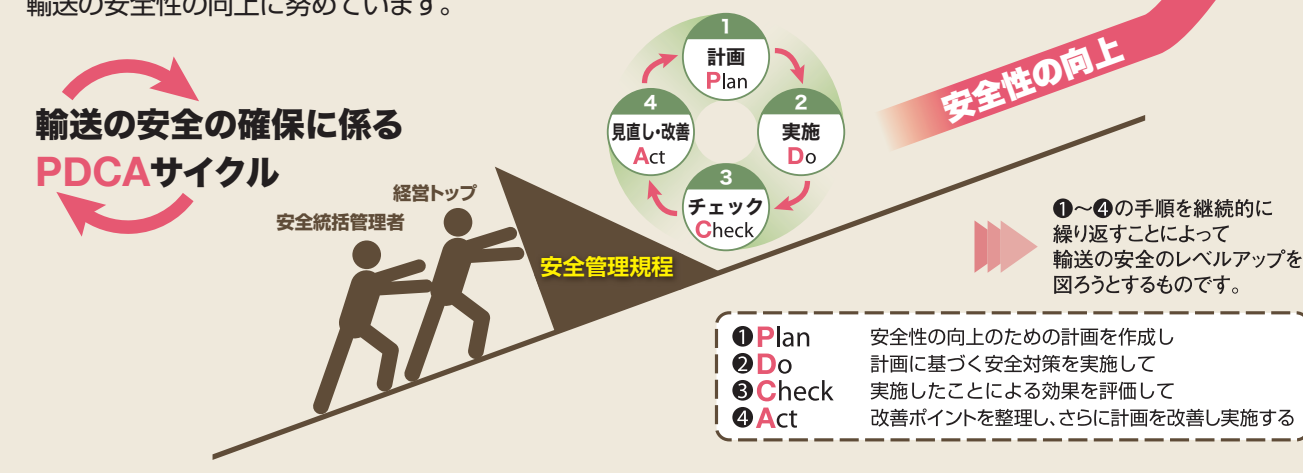
- 平成30年までに、法人タクシーが第1当事者となる、死亡事故件数を **20件以下**に、全事故件数を **10,000件以下**に
- 飲酒運転ゼロ

(注)①左のグラフは交通事故の発生状況を、平成16年を100として指数で表したものです。
 ②タクシー欄は、法人タクシーのみの数値です。(個人タクシーを除く)
 ③タクシーの事故件数は、物損事故を除き、法人タクシーが第1当事者となったもの。
 ④タクシーの死者数は、死亡事故件数を計上しています。
 ⑤警察庁調べ。

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総全事故件数	952,191	933,828	886,864	832,454	766,147	736,688	725,773	690,907	665,138	628,248
全死者数	7,358	6,871	6,352	5,744	5,155	4,914	4,726	4,611	4,411	4,373
タクシー事故件数	23,126	23,330	22,227	21,078	20,760	20,851	20,248	19,182	17,749	16,323
死者数	40	46	44	29	40	36	37	44	33	36

運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」(平成18年10月開始)により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。



運行管理者の選任

タクシーを5両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに1名の運行管理者を選任しなければなりません。

運行管理者の主な業務

- ①乗務開始前・乗務終了後点呼の実施
- ②乗務割の作成
- ③乗務記録と運行記録計による管理
- ④乗務員教育
- ⑤トラブル発生時や異常気象時等の措置
- ⑥事故発生後の措置

教育指導

運転者に対して乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して、日常的に輸送の安全、健康管理を含む指導を行うとともに、国の指針に則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。

優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員等を表彰し、士気の高揚を図っています。

また、平成20年より、人命救助や捜査協力等の善行に対しても表彰しています。

平成25年

優良乗務員表彰 **58人**(累計4,211人)

優良乗務員証 **75人**(累計4,143人)



点呼風景

後部座席シートベルト着用の推進

後席に乗車し、シートベルト未装着のときに事故が発生すると、車外に放出されることもあります。また、前席の乗客等にぶつかるなどにより被害者となるだけでなく加害者となる可能性があります。



ドライブレコーダー

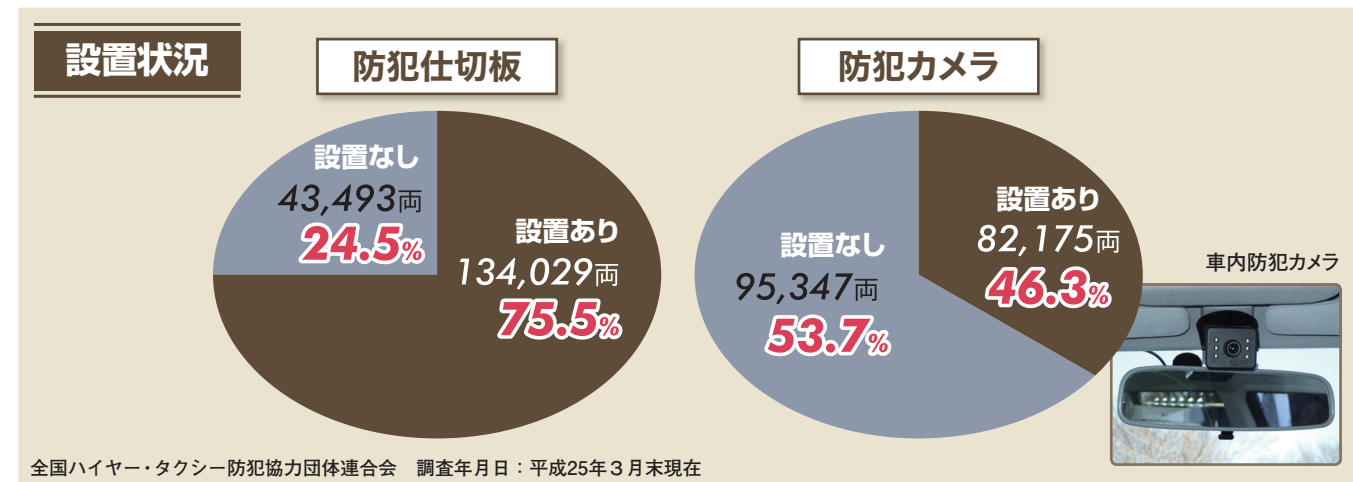
搭載台数 約10.2万台 (平成25年3月末現在)
 (搭載割合は約49.8% 法人タクシー)

車両のルームミラー付近にカメラを装着し、運転中に記録された前方の交通状況等の映像を解析し、運転者の安全教育等に活用し効果を上げています。(交通事故の瞬間等衝撃があった場合に、事故等の前後15秒から30秒の間の映像等を記録保存できます)

防犯対策

タクシー事業者は、運転者に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。

更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。



タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に多発しています。

年次	区分	認知事件数	検挙事件数	検 挙 率
平成17年		196	104	53.1
18年		178	116	65.2
19年		184	117	63.6
20年		196	126	64.3
21年		155	129	83.2
22年		105	76	72.4
23年		119	98	82.4
24年		113	100	88.5
増減	件数	-6	+2	+6.1
	率(%)	-5.0	+2.0	

(警察庁調べ)



営業所における警察官の防犯指導

タクシーの防犯基準 (概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	<ul style="list-style-type: none"> 営業所等で防犯責任者を指定 乗務員に防犯必携(防犯マニュアル)の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	<ul style="list-style-type: none"> 車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> 車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の防犯必携(防犯マニュアル)の作成 車外防犯灯に関する広報等



タクシー強盗を想定した防犯訓練

社会貢献

私たちは、地域の皆様の生活をサポートするため、便利タクシー、福祉タクシー、介護タクシー、救急・救援タクシー、妊産婦送迎タクシー、育児支援タクシー、デマンド型乗合タクシー等を運行していますが、日頃の皆様のご愛顧に感謝し、「社会から信頼される良き企業市民」を目指して、次のような活動にも取り組んでいます。

地域の皆様との共生を目指して

- 寄附金や義援金等の贈呈
- 交通安全グッズや車椅子等の寄贈
- 高齢者等を対象とした交通安全教室の開催
- 障害者割引や免許返納者割引等、各種割引制度の実施
- 障害児(者)等の動物園、旅行等への招待
- 被爆者の原爆慰霊碑参拝の送迎
- 駅前広場や公園、タクシー乗り場等の清掃
- バリアフリー教室の開催
- 献 血



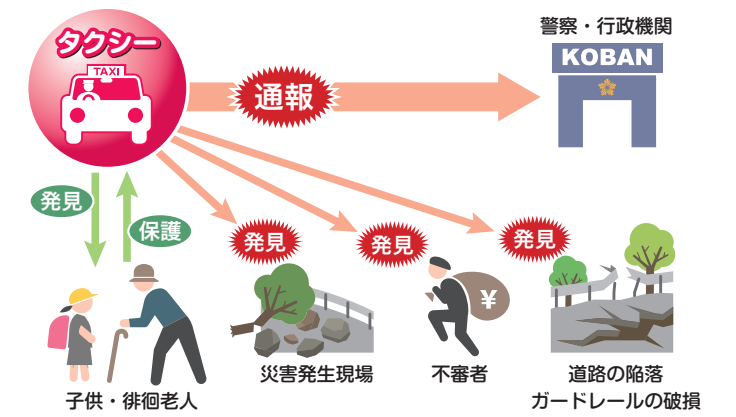
鹿児島・車椅子寄贈130台達成



香川・献血風景

地域の安全を確保するために

タクシーは、365日24時間、あらゆる場所を走行しています。そして、ドライブレコーダーというカメラと無線という通信手段を持っています。私たちは、この特性を生かし、警察や地方自治体と協力して、助けを求める子供や徘徊老人の保護に努めるほか、不審者や災害発生現場の状況等に関する情報を関係機関に通報しています。



東日本大震災の発生に際し

東日本大震災の発生に際し、私たちは、道路が寸断し他の公共交通機関が途絶状態にある中、機動性を生かし、医療スタッフや患者の皆様、地方自治体職員等の輸送を担わせていただくとともに、支援物資の輸送に協力させていただきました。

また、医療・人道援助国際NGO「国境なき医師団」の医療スタッフにつきましても、最寄りの空港と活動拠点間の輸送を担わせていただき、感謝状をいただきました。



感謝状

広報活動

8月5日は タクシーの日



タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年(1912年)8月5日(注)です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地(千代田区有楽町2-5)に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年(1989年)にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。

(注)タクシーの営業開始日が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。



大正元年
(1912年)
8月5日
誕生



富山



広島



北海道



宮城



東京



福岡

各県協会のホームページ

全タク連では定期刊行物の発行をはじめとして、ホームページにおいて各種資料の提供或いは情報公開に努めています。また各都道府県ハイヤー・タクシー協会においてもホームページ或いは刊行物の発行などにより情報の提供を行っています。



検索サイト「全国タクシーガイド」開始



「全国タクシーガイド」のサービスを開始しました。3,000社を超えるハイヤー・タクシー事業者に関する日本最大規模の情報検索サイトです。利用者は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を、都道府県別に知ることができます。

<http://www.taxi-guide.jp>

遠方に急な出張!

観光旅行の準備!

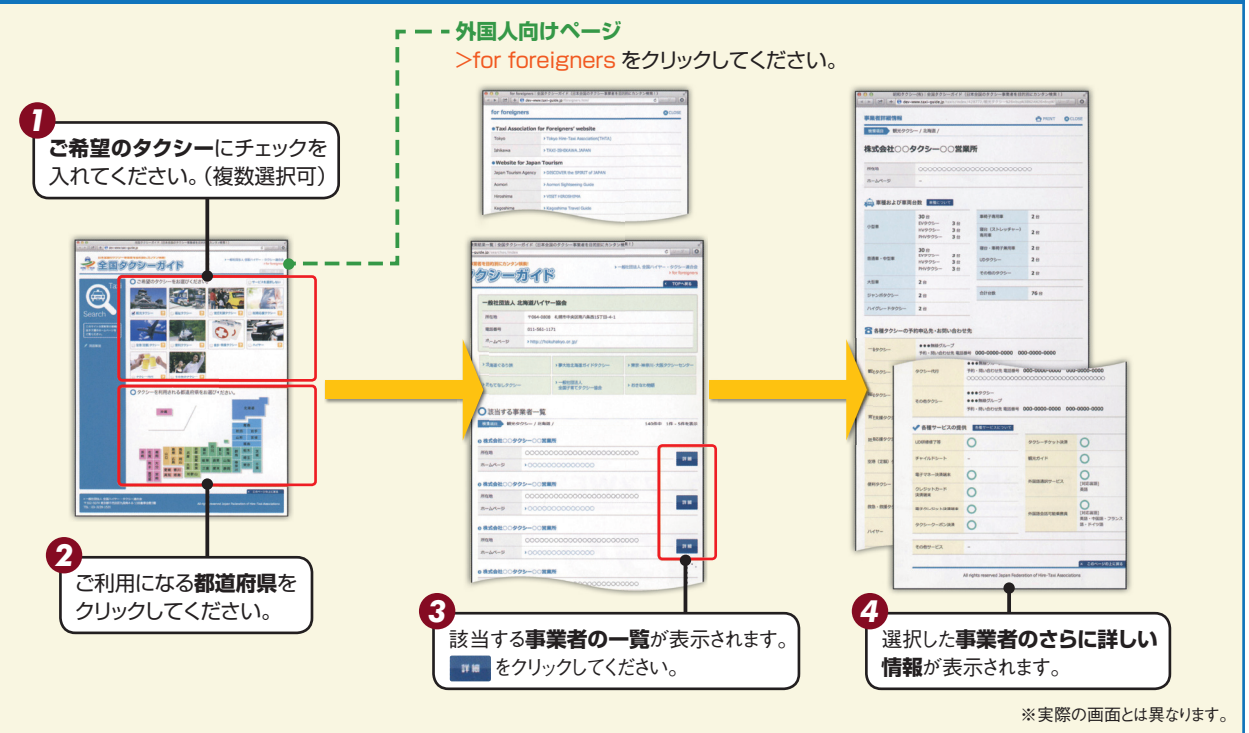
予定外の飲み会!

タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索!
遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社(事業者)の情報も、
全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。



スマホからも検索可能

目的をチョイス >>>> 地域をチョイス >>>> タクシー決定!



都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

平成26年4月1日現在

団体名	所在地	電話・FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0844 水戸市住吉町292-5 茨城県自動車会館	029-247-6602 FAX: 029-247-2114
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
群馬県ハイヤー協会	〒379-2166 前橋市野中町588	027-261-2071 FAX: 027-263-0611
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒261-0002 千葉市美浜区新港212-2 千葉県交通会館	043-243-2460 FAX: 043-248-6306
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤー・タクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイ・タク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協議会	愛知県タクシー協会 名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館 052-881-1315 FAX: 052-872-0968 〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館 052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車協議所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-34	078-341-6036 FAX: 078-341-5617
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670
(一社)島根県旅客自動車協会	〒690-0024 松江市馬湯町64-3	0852-37-0334 FAX: 0852-37-1158
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8286 岡山市中区旭東町2-10-8 岡山県タクシー会館	086-272-3451 FAX: 086-273-7475
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー年一会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会	(一社)高知県ハイヤー協会 高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 088-866-6555 FAX: 088-866-6556 〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館 088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075